11）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型（３次元貸与データなし））である。
12）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
13）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格のある者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
14）本工事は作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
15）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル工事の試行対象工事である。
16）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置は認めない。
17）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上(省人化等)に資する取り組み（以下、「生産性向上チャレンジ」）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。
18）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、発注者が提示するテーマに即した複数の新技術のうち施工者が１技術を選択したうえでの活用、及び施工者が選定する新技術の活用を図る新技術活用工事である。
19）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
20）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。
21）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により見積り価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

２　競争参加資格

次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）又は⑴から⑿までの要件を全て満たす者により構成される特定建設共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年８月29日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和５－７年度横断道津田高架橋上部Ｐ７－Ｐ12工事」に係る特定建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「鋼橋上部工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）における施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含む。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。ただし、参加希望者が共同企業体である場合にあっては全ての構成員が、平成20年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

・下記の㋐、㋑の要件をいずれも満たす施工実績を有すること。

㋐　道路橋（Ａ活荷重又はＢ活荷重）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く）であること。

㋑　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績としてよい。

ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

また、製作と架設は同一工事に限らないが、別工事の場合は製作・架設それぞれにおいて上記㋐、㋑を満たすこと。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑸　提出する技術提案が適正であること。

⑹　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。なお、本工事は、受注者が工事の始期を発注者の示す余裕期間の最終日の翌日までの間で設定することができる工事（任意着手方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

また、元請け自らが工場製作を実施する場合においては、工場製作のみで現場が稼働していない期間（以下「専任を要しない期間」という。）に配置する配置予定技術者については、１）から５）の基準を満たす必要は無く、専任を要しない期間と専任期間の配置予定技術者は、同一の者でなくても構わない。なお、技術資料の提出については、専任期間に配置する配置予定技術者のみとする。

準備期間を含まない専任期間としては、令和６年11月下旬から令和８年３月下旬までを予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成20年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記⑷に掲げる工事）における架設の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。ただし、参加希望者が特定建設共同企業体である場合にあっては代表構成員の配置予定技術者が、平成20年度以降に元請けとして上記工事における施工の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。該当書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。